

平成28年度 第1回川俣町総合教育会議 次第

日時：平成28年7月20日(水) 午前10時00分～

場所：川俣町中央公民館 1階 仮設第2会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

教育長あいさつ

3 議 題

(1) 第二次川俣町教育振興基本計画の制定について

◇ 豊かな個性と創造力を育む学校教育の推進について

◇ 子ども・子育て支援事業の推進について

◇ 生涯学習関係施設の整備・充実について

(2) 山木屋小・中学校の再開に向けた施設整備について

(3) その他

4 閉 会

平成28年度 第1回川俣町総合教育会議

出席者名簿

総合教育会議構成員

職 名	氏 名
町 長	ふるかわ みちお 古 川 道 郎
教育委員会 委員長	さとう かつよし 佐 藤 捷 善
〃 委員長職務代理者	たかはし ゆ み こ 高 橋 裕 美 子
〃 委 員	ごとう ゆ み こ 後 藤 由 美 子
〃 委員(教育長)	か ん だ おさむ 神 田 紀

関係課長等

職 名	氏 名
副 町 長	いとう とも き 伊 藤 智 樹
総 務 課 長	さとう ひろかず 佐 藤 広 一
教育次長兼学校教育課長	ますが き よし 増 賀 喜 芳
子 育 て 支 援 課 長	さとう ま す お 佐 藤 真 寿 夫
生 涯 学 習 課 長	やまぐち いさお 山 口 功

（１）第二次川俣町教育振興基本計画の制定について

別冊のとおり

(2) 山木屋小・中学校の再開に向けた施設整備について

1. 整備計画の趣旨

川俣町山木屋地区は、全域が東京電力福島第一原子力発電所事故により避難区域に指定され、その後、避難解除準備区域及び居住制限区域に見直しとなったが、震災後5年が経過した現在も、地域住民は避難生活を余儀なくされている。

このような中、住宅周り、農地除染が終了し商業施設整備等、帰還に向けた復旧・復興事業が進められている。

教育環境においては、平成28年5月1日現在、山木屋小学校児童17名、山木屋中学校生徒23名が町内避難先の校舎を間借りし、学習を継続している。

また、学校施設については、中学校校舎等の老朽化に伴う施設整備と生徒の減少に対応した学校規模を検討したときに、比較的新しい校舎の山木屋小学校を利用し、小中一貫校とする構想を打ち出し、推進していこうとしていた矢先に、東日本大震災が発生し、中学校の体育館は使用不能となり、校庭は環境省の除染作業拠点地として利用中であり、校舎は大規模改修しなければ利用できない状況である。

このことにより、山木屋小学校施設を増改築し、小中一貫校として整備を図ることが教育環境上、最も有効であると考ええる。

2. 計画の内容

整備計画の基本構想は、平成30年4月（平成30年度）完成を目標とし、山木屋小学校の校舎増改築、体育館改修、屋根付きプール建設に分け、設計及び工事を実施したい。

また、山木屋中学校については、体育館の解体と校舎等の利活用について検討が必要である。

資 料

平成 27 年 7 月 1 日
川俣町訓令第 16 号

川俣町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、川俣町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 総合教育会議の招集は、町長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 町長は、緊急に総合教育会議を開催する必要がある場合で、かつ、教育委員会委員を招集するいとまがないと認めるときは、教育長のみを招集し、総合教育会議を開催することができる。

(進行)

第 3 条 町長は、総合教育会議の議事を進行し、会務を総理する。

(決定)

第 4 条 議題のうち決定を要する事項については、町長と教育委員会の合意により行うものとする。

(傍聴)

第 5 条 総合教育会議の傍聴人については、川俣町教育委員会傍聴人規則（昭和 31 年川俣町教育委員会規則第 2 号）の例による。

(非公開)

第 6 条 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 川俣町情報公開条例（平成 14 年川俣町条例第 2 号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整を行うとき。
- (2) 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当なとき。
- (3) その他公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

(議事録)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 議題
- (3) 出席者の発言の概要
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の事務局は、総務課が担うものとする。ただし、会議の開催及び大綱の作成等に関する事務を教育委員会に委任することができる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。